

令和 8 年度

公共つくばエクスプレス沿線整備工事
(造成 4 街区外)

特 記 仕 様 書

柏都市計画 柏北部中央地区
柏市 正連寺

第1章 総 則

第1条 適 用

1. この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和7年10月版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. 本特記仕様書に規定のない事項については別に定める「土木工事共通特記仕様書」及び「土木工事共通仕様書」によるものとする。
なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示すとおりとする。

第2条 工事中の安全確保

1. この工事の施工にあたっては、道路工事保安施設設置基準（共通仕様書に記載）に基づき適切な交通管理を行うものとする。ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。
2. 不法・違法無線局（不法パーソナル無線）を設置したトラック・ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。
3. 作業員の安全確保及び第三者への危険防止については、十分注意しなければならない。
4. 工事車両は、あらかじめ施工計画書により記載された経路を使用すること。また、地区内及び周辺にてダンプトラックの待機を行わないこと。
5. 受注者の責任により地下埋設物等に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡し応急措置を講じ、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。
6. 工事期間中に配置する交通誘導員は下記のとおり見込んでいる。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

工種	作業区分	交通整理員	備考
築造工・舗装工積込・土砂等運搬時	昼間作業	1人/日	交代要員なし
擁壁工	昼間作業	2人/日	交代要員なし

第3条 環境対策

1. 受注者は、千葉県環境マネジメントシステムの構成要素である「公共事業における環境影響の低減」を推進し、達成するため、施工計画書の『環境対策』内に、独立した項目として「環境に配慮した工事の実施計画」について記載するものとする。
 - ① 公共事業における環境影響の低減
 - ② 建設副産物のリサイクルの推進及び削減
 - ③ 環境に配慮した資材の使用
 - ④ 大気汚染の軽減

- ⑤ 騒音・振動の軽減
 - ⑥ 自然の景観及び生態系の維持保全等
2. 現地状況を十分把握し、工事に伴う振動・騒音・粉塵等の対策を講じ施工することとする。特に、現道への土砂流出防止策を講じること。また、現道を汚損した場合は速やかに清掃すること。

第4条 工期

1. 本工事の工期は、雨天、休日等を見込み、契約日の翌日から令和9年3月25日までとする。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	30 日間
後片付け期間	20 日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日数＋天候等による作業不能日）／実働日数	0.78
その他の作業不能日	—

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

- イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：42日間／年間
 - ロ) 8時～17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：5日間／年間
（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）
（過去5か年（2021年1月～2025年12月）の気象庁（千葉特別地域観測所）及び環境省（千葉特別地域観測所）のデータより年間の平均発生日数を算出）
2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第2章 材 料

第5条 使用材料確認

材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

第6条 コンクリート型枠擁壁

擁壁材料は、国土交通大臣認定を取得したものとし、使用にあたっては事前に監督員の承諾を受けなければならない。

第3章 施 工

第7条 施 工

1. 施工前及び施工中は、関係自治会及び近隣住民、権利者等との調整を十分図ること。
2. 工事着工前に柏市に特定建設作業実施届を提出し、その写しを施工計画書に添付し提出すること。
3. 重機による騒音・振動・埃等に細心の注意を払うこと。また、対策が必要な場合は、受注者において実施すること。
4. 土工等に使用する建設機械は、低振動・低騒音のものを使用するものとする。
5. 施工にあたっては、周辺地盤や道路構造物及び施設等の影響（動き）がないよう変位観測等を実施するとともに、適宜監督職員に計測結果を報告すること。
6. その他、施工上の疑義が生じたときは、監督職員に確認すること。
7. 工事箇所に関係者の者以外が侵入しないよう第三者の侵入防止措置を講ずること。
また、開口部は、転落防止措置としてB型バリケード、柵、安全ネット等による対策を併せて講ずること。工事期間中は、道路等を汚した場合は速やかに清掃し、周辺地域に迷惑の掛からないようにすること。
8. 施工に伴い支障となることが予想される埋設物や架空線等については、施工に先立ち、台帳に基づいて試掘を行い、その埋設物や架空線等の種類、位置（平面・深さ・高さ）、規格、構造等を原則として目視により、確認すること。
9. それらの確認に管理者との立会が必要となる場合は、受注者の責において実施すること。
10. 埋設物や架空線に万が一損害を与えた場合は、受注者の責において対応すること。

第8条 舗装工

1. 既設舗装部との接合工事を行う場合は、新たな騒音、振動源となることがあるので、起点、終点及び他道路部等との摺付は細心の注意を払って行うこと。なお、摺付方法について施工計画書に記載し、監督職員の承諾を得た後に施工することとする。
2. 瀝青材料は構造物側面等にも塗布し、状況写真を完成図書に含めること。
3. アスファルト混合物の温度測定はプラント出荷時・現場到着時・舗装時に行い、整理して記録すること。
4. 交通開放を行う場合には、舗装表面温度が50℃以下になっていたことを証明できる写真を撮影しておくこと

第9条 コンクリート型枠擁壁

1. コンクリート型枠擁壁においては、配筋図及び配筋加工図を作成すること。なお配筋加工図は、定着長さ及び継手長さ、鉄筋被り等を考慮し作成すること。以上について、監督員に提出し確認を得ること。
2. 着手前に平板載荷試験を実施し、地盤の支持力について確認をすること。試験の結果、改良が必要となった場合、改良方法について別途監督員と協議すること。

第4章 その他

第10条 工事連絡協議会

柏北部中央地区一体型特定土地区画整理事業の工事受注者間において毎月開催している工事連絡協議会に出席すること。また、発注者及び各工事受注者間において相互協力し、柏区画整理地区内の防災美化に努めること。

第11条 ワンデーレスポンス

1. この工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答等を基本的に「その日のうち（24時間以内）」に対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。
2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに速やかに文書にて監督職員に報告すること。

第12条 完成図書

完成図書は、A4 ファイルに施工計画書も含め綴じ、1部提出すること。なお、完成図書のボリュームが多くなる場合は検査時に見やすい構成となるよう複数のファイルに分ける等工夫を施すこと。

第13条 資料の作成及び説明

施工に先立ち、近隣住民に対して工事説明資料を作成の上、工事内容を十分に説明すること。

第14条 監理技術者

1. 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（8）の要件を全て満たさなければならない。
 - （1）建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （2）監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - （3）監理技術者補佐は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

- (4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。
 - (5) 特例監理技術者が兼務できる工事は千葉県内の工事でなければならない。
 - (6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- 2. 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項(1)～(8)の事項について確認できる書類を提出すること。
 - 3. 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORINS)への登録を行うこと。

第15条 その他

監督職員の指示がある場合を除き、この契約による、業務上知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は、監督職員の承諾なしに、第三者に提供してはならない。工事全般において、いかなる理由においても、事後承諾は一切認めない。

建設副産物に関する特記仕様書

1. 共通事項

- (1) . 「千葉県建設リサイクル推進計画 2016 ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム (COBRIS)」により作成し、施工計画書に含め各 1 部提出すること。

また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「コブリス・プラス登録済確認書」を同システムにより作成し、各 1 部提出すること。なお、これらの計画及び実施状況の記録を工事完成後 5 年間保存すること。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「コブリス・プラス登録済確認書」は最終請負金額が 100 万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成すること。なお、建設資材の搬入量又は建設副産物の搬出量が一定規模以上となる場合は、法令等に基づき「再生資源利用計画書」又は「再生資源利用促進計画書」を、それぞれ工事現場の見やすい場所に掲示し、公衆の閲覧に供すること。

- (2) . 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を 1 部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。

建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1 部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提出し確認を受けること。

- (3) . 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票の D 票及び E 票を提示すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

2. 建設廃棄物

本工事により発生する建設副産物は、以下の受入れ先へ運搬し処理するものとする。

(1) 廃タイヤ (300m³) は、白井市河原子地先の(有)五栄工業 (片道運搬距離 15.2km) に運搬し、処理するものとする。

(2) 無筋コンクリート塊 (0.09m³) は、柏市高田地先の(株)丸昭建材 (片道運搬距離 2.8km) に運搬し、処理するものとする。

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。

工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用(不要項目に二重取消線)
第2-1条	電子納品	・該当する(副本登録する) ・該当する(副本登録しない)
第2-2条	工事監督支援業務の担当技術者	・該当する ・該当しない
第2-3条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	・該当する ・該当しない
第2-4条	難工事の指定	・該当する ・該当しない
第2-5条	「三者会議」の実施	・該当する ・該当しない
第2-6条	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	・該当する ・該当しない
第2-7条	快適トイレ	・該当する ・該当しない
第2-8条	週休2日制適用工事	・現場閉所による週休2日工事 ・週休2日交替制工事 ・該当しない
第2-9条	遠隔臨場	・発注者指定型 ・発注者指定型以外 ・該当しない
第2-10条	ICT活用工事 ※右表に対象工種を記載	・該当する 対象工種: 土工 小規模土工 作業土工(床掘工) 擁壁工 ・該当しない
第2-11条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等	・該当する ・該当しない